

前橋市指定公金事務取扱者の指定について

前橋市は、地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第１９号）による改正後の地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項に規定する指定公金事務取扱者の指定について、次のとおり取り扱います。

1 指定公金事務取扱者の指定要件

下記２に掲げる指定資格を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものを指定公金事務取扱者として指定します。

(1) 指定公金事務取扱者として公金事務（公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務をいう。以下同じ。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。具体的には概ね次の要件を満たすものであること。

①資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

②累積欠損がなく、かつ、経済状況が良好であること。

(2) その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有すること。具体的には概ね次の要件を満たすものであること。

①経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

②コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

なお、複数の者が共同してこれを行う（再委託）場合は、それぞれの事業者が当該内容を満たすこと。

2 指定資格

次に掲げる条件の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）に規定する暴力団員

又は暴力団員等でないこと。

- (5) 国税、県税及び市町村税について滞納していないこと。
- (6) 当該業務に相応しい情報セキュリティ技術を有していること。
- (7) 個人情報保護に取り組んでいること。
- (8) 反社会的勢力による被害の防止に取り組んでいること。

3 指定公金事務取扱者の指定の申出

指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者は、申出書（様式1）に、次に掲げる書類を添付の上、市長に提出すること。

- (1) 公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有することを説明できる書類（財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分））
- (2) 当該業務に相応しい情報セキュリティ技術を有することを説明できる書類
- (3) 個人情報保護に取り組んでいることを説明できる書類
- (4) 反社会的勢力による被害を防止するため取り組みを行っていることが説明できる書類
- (5) 役員等に関する調書（同様のものであればこれに代えることができる。）
- (6) 法人にあっては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (7) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内のもの）
- (8) 国税、県税及び市税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）
- (9) 初期費用（市側で新たに発生する費用を除くが、費用として発生する要素は記載）及び運用費用（年間）をそれぞれ見積可能な範囲で見積もった書類

なお、提出に当たっては、次の点について留意すること。

- (1) 提出書類は、1部提出すること。
- (2) 提出方法は持参又は郵送とすること。
- (3) 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しないこと。
- (4) 前橋市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあること。

4 指定公金事務取扱者の指定に係る審査、通知等

上記3の申出があったときは、担当課において申出を行った者の能力等を把握するなどの審査を行い、指定の可否を決定する。指定の可否決定後は次のとおり通知等を行う。

- (1) 指定公金事務取扱者として指定したときはその旨を、指定しないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に書面（様式2又は様式3）で通知する。
- (2) 担当課は、指定公金事務取扱者として指定したものに公金事務を委託したときは、次の事項を告示する。（前橋市財務規則第52条第2項）
 - ア 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
 - イ 指定をした日
 - ウ 委託をした日
 - エ 指定公金事務取扱者に取り扱わせる歳入等又は歳出
 - オ 指定公金事務取扱者に歳入等又は歳出を取り扱わせる期間

5 その他特記事項

- (1) 申出に要する一切の経費は、申出者の負担とする。
- (2) 提出物に虚偽があった場合は、指定公金事務取扱者の審査対象から外れるものとする。
- (3) 指定公金事務取扱者の指定に係る説明会は、実施しない。
- (4) 指定公金事務取扱者として指定を受けたのちに、指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、市長が定める日までに様式4により届け出なければならない。
- (5) 指定公金事務取扱者の指定を取り消すときは、様式5により通知する。